

# 豪雨被害事業者のための支援について

令和2年7月豪雨により罹災し、事業場復旧や事業継続が困難となっている方に対しての官民支援制度がありますので以下を参考にご活用願います。

## ◆事業を再開させたいが機器を失い入手に時間がかかる時

被災した自動車整備工場の設備の維持を一定期間猶予

認証工場・指定工場

災害救助法の適用を受けた地域内に事業場を有する被災事業者に対し、早期の事業再開のため、必要に応じ、基準に定める設備の維持を一定期間猶予するなどの措置を行っております。（国土交通省）

- 九州運輸局自動車技術安全部整備課：092-472-2537（平日）

設備維持の猶予

## ◆工場を復旧したいが費用負担の補助がほしい時

なりわい再建補助金

中小企業者・中小企業事業協同組合

県が「復興事業計画」を策定し、計画に基づき事業者が行う施設復旧等の費用の一部を国が支援します。工場・店舗などの施設や、生産機械などの設備の復旧のための「なりわい再建補助金」を活用いただけます。（補助率：最大3/4、上限最大15億円）

※コロナ禍の中で、今回の豪雨に加え、過去の災害でも被害を受けた事業者に対して、一定の要件の下、最大5億円までは定額補助（中小企業庁）

【熊本県の問い合わせ先】

- 中小企業庁経営支援部経営支援課（電話）03-3501-1763
- <https://www.kantei.go.jp/jp/content/000067480.pdf>

【福岡県、大分県の問い合わせ先】

- 中小企業庁経営支援部小規模企業振興課（電話）03-3501-2036
- <https://www.kantei.go.jp/jp/content/000067481.pdf>

【その他の災害救助法の適用を含む県の問い合わせ先】

- 中小企業庁経営支援部小規模企業振興課（電話）03-3501-2036
- <https://www.kantei.go.jp/jp/content/000067482.pdf>

補助

## ◆事業再建したいが費用補助がほしい時

持続化補助金

商工会等の支援を受けて事業再建に取り組む

被災した小規模事業者の方が事業再建に向けて取り組むため、被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）を活用いただけます。（補助率2/3、上限最大200万円）

※コロナ禍の中で、今回の豪雨に加え、過去の災害でも被害を受けた事業者に対して、一定の要件（なりわい再建補助金の要件と同様）の下、定額補助（中小企業庁）

- 中小企業庁経営支援部小規模企業振興課：03-3501-2036
- <https://www.kantei.go.jp/jp/content/000067483.pdf>

補助

## ◆災害復旧のための設備・運転資金が不足している時

災害復旧貸付

災害復旧のための設備資金および長期運転資金（融資限度：直接貸付→別枠1億5千万円、代理貸付→直接貸付の範囲内で別枠7千5百万円）

- 直接貸付については、日本公庫各支店の中小企業事業の窓口
- 代理貸付については、日本公庫中小企業事業の代理店の窓口  
（支援相談窓口）<https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/202007saigai.html>
- <https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/saigai.html>

貸付